

# 平成25年度 戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

## 1. 制度の目的

この事業は、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の[22技術分野](#)の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数のものづくり中小企業者・小規模事業者、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の売上見込みや事業化スケジュールが明確に示されている提案を支援いたします。

## 2. 応募対象事業

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める[「特定ものづくり基盤技術高度化指針」](#)に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）を基本とした研究開発等の事業になります。

## 3. 応募対象者

- 法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。  
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
- 共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。
- この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

## 4. 研究開発期間と研究開発費の規模

- 研究開発期間：2年度又は3年度
- 研究開発規模（上限額）：平成25年度（平成26年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計  
【一般型】 4,500万円以下 【小規模事業者型】 2,300万円以下

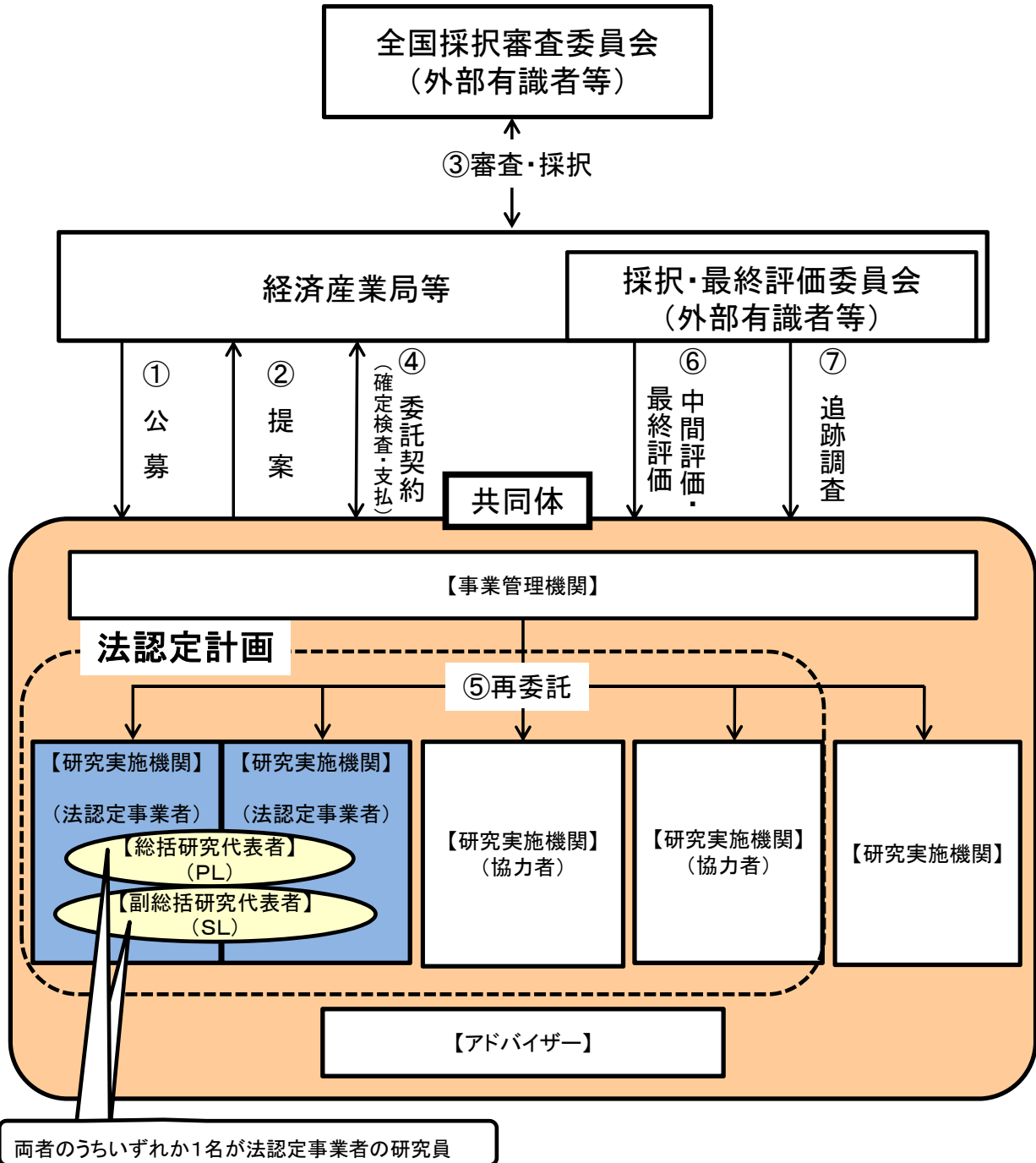
※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	研究開発費
2年度目	初年度の契約額の2/3以内
3年度目	初年度の契約額の半額以内

## 5. 公募期間

平成25年4月24日（水）～平成25年6月20日（木）

# 戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



- 事業管理機関      例: 民間企業(中小企業、大企業)、個人事業者、大学、財団・社団法人、公設試等
- 研究実施機関      例: 同上
- アドバイザー      例: 川下企業、公設試、大学等